

令和3年度沼津市障害者自立支援協議会 第1回全体会（書面開催）

議 題

（1）沼津市障害者自立支援協議会の開催状況について

① 個別支援会議の開催状況について

資料1

複数の関係機関等が参集し、障害のある人への支援について検討する個別支援会議の令和2年度の開催状況を報告します。

資料1-1は、個別支援会議の開催状況をまとめた表、資料1-2は個別支援会議の参加者内訳をまとめた表です。課題検討委員会については、資料1-3のとおり、コロナ禍による開催自粛と検討ケースの絞り込みにより、全2回の開催となりました。

② 運営部会の開催状況について

資料2

令和2年度第2回全体会（令和3年1月：書面開催）以降、現在までの運営部会開催状況について報告します。

運営部会では、今年度設置した障害者基幹相談支援センターの体制、4月に相談実施状況を確認しました（資料4-1～4-3参照）。また、障害者自立支援協議会の事務局は、障害福祉課支援係が担当していましたが、今年度から障害者基幹相談支援センターが担当することに伴い、専門部会の今後の活動についても改めて確認を行いました。

また、日中サービス支援型グループホームについては、地域の自立支援協議会で年1回以上の評価を受けることと定められています。今年度、新たに日中サービス支援事業所が2か所増えることになるため、年度末までに評価シート等の様式をまとめ、評価を実施することを確認しました（資料5参照）。

③ 専門部会の開催状況について

資料3

令和2年度第2回全体会（令和3年1月：書面開催）以降、現在までの各専門部会の開催状況、協議事項について報告します。

（2）障害者基幹相談支援センターについて

資料4

今年度4月に障害福祉課内に障害者基幹相談支援センターを設置しました。資料4-1は、基幹相談支援センターの役割、資料4-2は、本市の基幹相談支援センターの体制・業務内容を、それぞれ示しています。

昨年度まで障害福祉課内にあった障害者総合相談支援センターは、相談支援事業の委託契約を締結していた5つの相談支援事業所から各日2名の相談員を配置して一般相談に対応しておりましたが、支援の難しいケースの集約や計画相談が必要な場合の調整などを行う中心的存在がわかりにくいといった声がありました。障害者基幹相談支援センターは、市が主体となって中心的役割を担い、地域の相談支援体制の確立に取り組みます。

資料4-3は、障害者基幹相談支援センターの令和3年4月の相談件数です。

また、資料4-4に障害者総合相談支援センターの平成31年4月の相談件数をまとめました。今年もコロナ禍の影響が続いており、単純に比較検証することはできませんが、今後、障害者基幹相談支援センターについてより一層周知を進め、相談を望む利用者や関係機関が、確実に相談支援につながるよう努めてまいります。

(3) 日中サービス支援型グループホームの評価について

資料5

日中サービス支援型グループホームは、障害者の重度化・高齢化に対応するため、平成30年度の法改正に伴い創設された、新たなサービスです。地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図るため、事業者は地域の自立支援協議会に年1回以上、事業実施状況を報告し、要望・助言を聴く機会を設けなければならないとされています。

本市では、今年度新たに2か所の当該グループホームがオープンしたことから、運営部会において実施スケジュールや評価シートを作成し、今年度中に評価を実施する予定です。

(4) 第4次沼津市障害者計画の進捗状況について

資料6

第4次沼津市障害者計画（計画期間：平成30年度～令和5年度）の各施策については、毎年度、進捗状況について施策所管課から報告を受け、数値による評価を実施しています。令和2年度の進捗状況について集計しましたので報告します。

(5) その他（報告）

① 障害者差別解消法 相談受付状況について

資料7

障害者差別解消法に基づく、差別解消の令和2年度の相談状況について報告します。

この報告は、後日、沼津市ホームページにも掲載いたします。

② 障害者優先調達推進法に基づく調達実績と調達目標について

資料8

障害者優先調達推進法に基づく、沼津市の令和2年度調達状況と令和3年度の調達目標について報告します。

③ 手話や聞こえないことを学習する団体への講師派遣について

チラシ

沼津市手話言語条例に基づく取組については、令和2年度第1回全体会でお示した「沼津市手話に関する施策の推進方針」にしたがって推進しているところです。手話や聞こえないことを学習する団体への講師派遣についての案内チラシを同封いたします。

④ ヘルプマークについて

チラシ

ヘルプマークについては、平成30年度第1回全体会でチラシを配布させていただいておりますが、改めて周知、啓発の喚起のため、チラシを同封いたします。